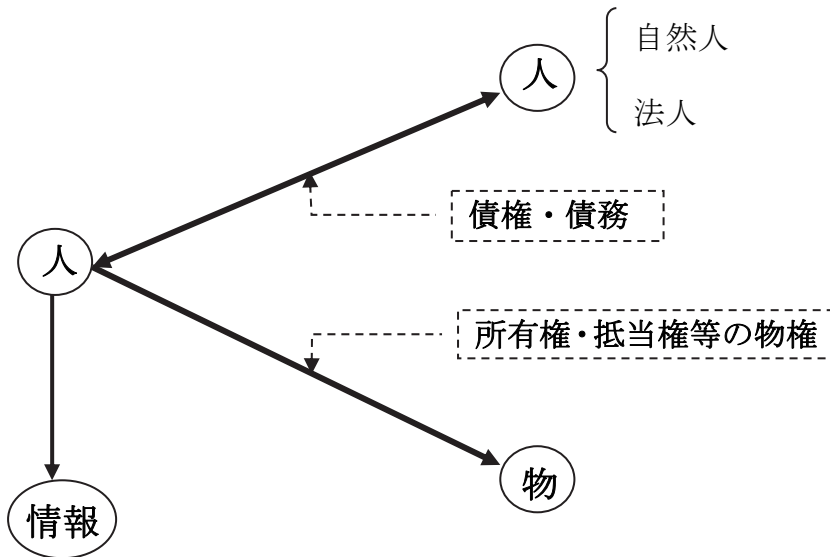


# 法定後見制度 I ・ II

弁護士 高 村 浩

【図表 1】 人と人との間の財産上の法律関係



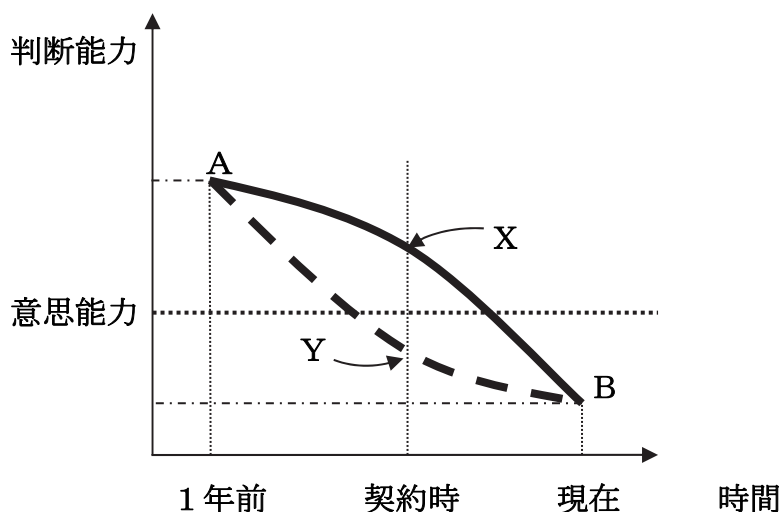
【図表 2-1】 判断能力が不十分な者にとっての契約上のリスク等

判断能力が不十分な者のリスク			必要な仕組
契約から見たリスク	不作為リスク	自己に必要な契約の締結又は解除を有効にすることができないリスク。	代わりに契約等を行う仕組み
	作為リスク	自己に不利益な契約締結又は解除をしてしまうリスク。	不利益な契約等を防止、解消する仕組み
財産の管理から見たリスク	不作為リスク	債権、所有権等の権利又は債務について自己に必要な管理することができないリスク。	代わりに管理する仕組み
	作為リスク	債権、所有権等の権利又は債務を自己に不利益に管理してしまうリスク。	不利益な管理を防止、解消する仕組み
証明から見たリスク	契約を締結、解除した当時、判断能力が不十分であったこと（意思無能力）を証明しなければならないリスク（負担）、証明できないリスク。		証明を不要とする仕組み

○平成 29 年改正民法（令和 2 年 4 月施行）

第 3 条の 2 法律行為の当事者が意思表示をした時に意思能力を有しなかったときは、その法律行為は、無効とする。

【図表 2 - 2】



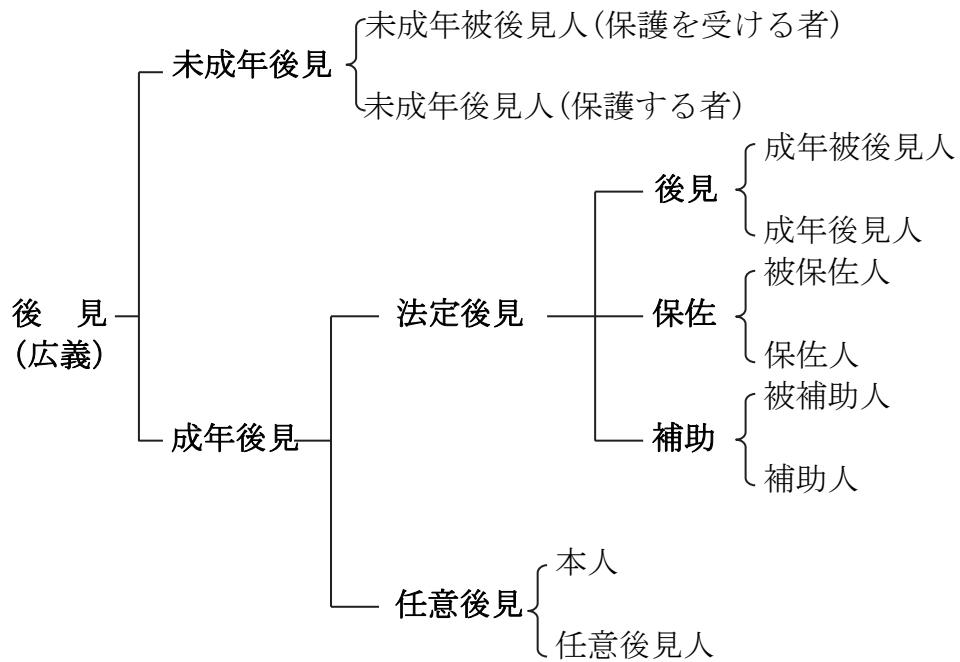
◎現在、成年後見制度の見直しに向けた検討がすすめられている。「成年後見制度の在り方に関する研究会報告書」（令和6年2月）参照。

「見直し後の成年後見制度の基本理念は、本人の自己決定の尊重等の理念と本人保護の理念の調和を図ることで、判断能力の不十分な本人を保護、支援することを出発点と考えることができると思われるものの、本人の自己決定の尊重の理念について障害者権利条約が「自律の保障」を中核的な理念としていて誰でも意思決定の主体となることができるという原則を踏まえる必要があるとの意見があることやノーマライゼーションの理念についてインクルージョンや地域共生という理念を踏まえる必要があるとの意見があること、更にこれらの概念の位置付けにも多様な意見があることに留意して、引き続き、制度の見直しの検討と並行して検討することとすべきである。」（同報告書14頁）

「成年後見制度が、基本的には、判断能力の低下を要素として、特定の法律行為をすることについて、自らの意思を決定することが困難な者を保護、支援する制度であるという考え方を中心にしつつ、制度の見直しの検討をすることとすべきである。」（同報告書24頁）

「成年後見制度の開始に当たり、「必要性及び補充性を考慮すべき」との指摘があることに照らし、「必要性及び補充性」として考慮すべき内容として、例えば代理権による保護については、特定の法律行為の実施について検討する必要性があることと、特定の法律行為をすることについて第三者に代理権を付与する必要性があることという観点が考えられることも踏まえて、考慮すべき「必要性及び補充性」の具体的内容や、その内容を考慮するとしてどのように考慮すべきか等について引き続き検討することとすべきである。（同報告書49頁）

【図表 3】 後見制度—概要

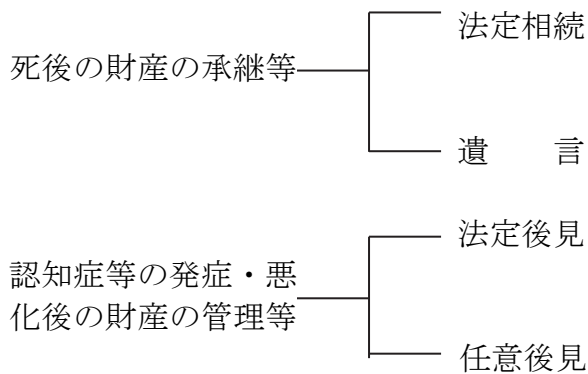


○平成30年改正民法（令和4年4月施行）  
 第四条 年齢十八歳をもって、成年とする。

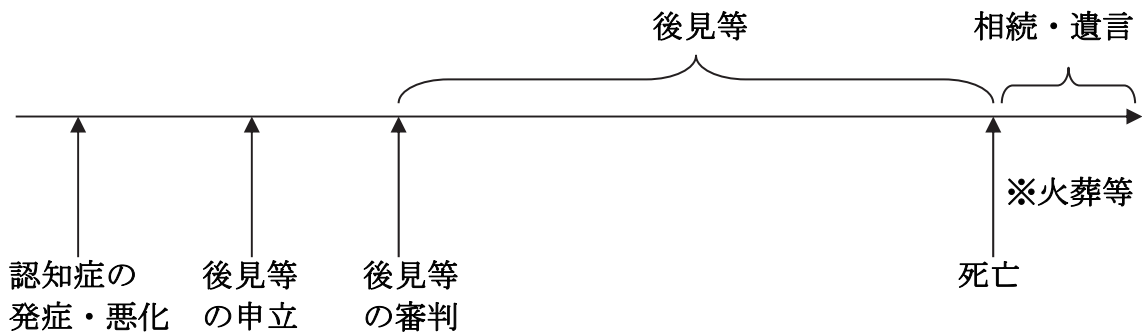
◎「成年後見制度の在り方に関する研究会報告書」（令和6年2月）

「法定後見制度の枠組みについては、法定後見制度の見直しの内容に応じて、引き続き検討することとすべきである。」（同報告書68頁）

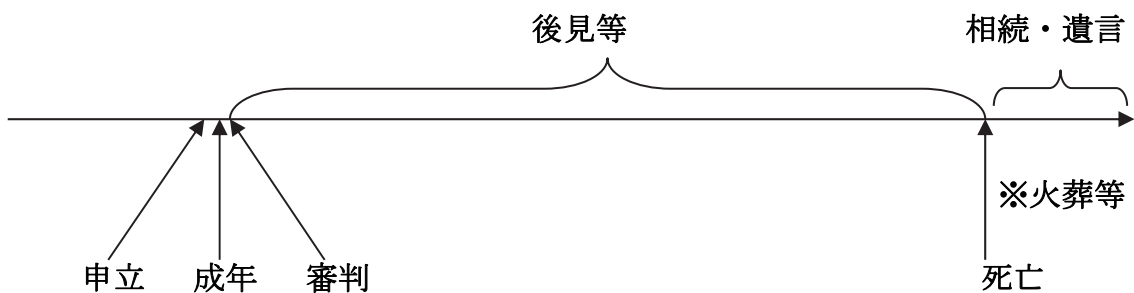
【図表 4】 成年後見制度—法定後見と任意後見



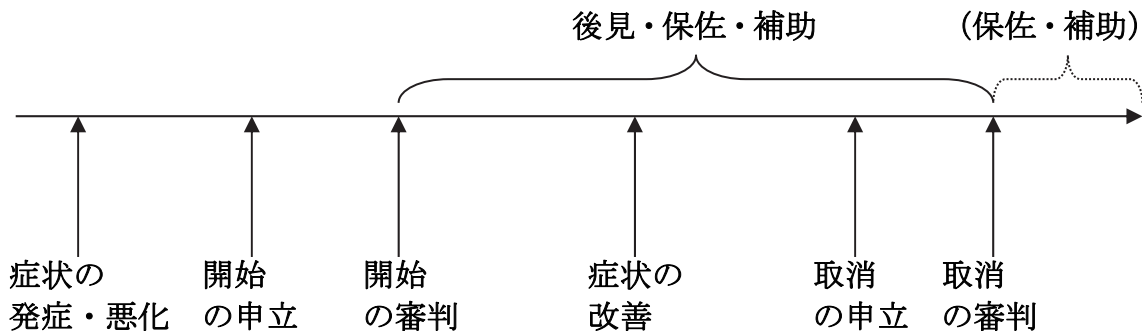
【図表 5-1】 後見・保佐・補助の時間的な守備範囲—認知症の例



【図表 5-2】 後見・保佐・補助の時間的な守備範囲—知的発達障害の例



【図表 5-3】 後見・保佐・補助の時間的な守備範囲—うつ病等の例



◎ 「成年後見制度の在り方に関する研究会報告書」 (令和6年2月)

「法定後見制度の開始に当たって「必要性」又は「補充性」を考慮することとする場合には、その考慮することとされた「必要性」又は「補充性」が法定後見制度の開始後に消滅したときは、法定後見制度が終了する旨の規律を設けるものとするについて、引き続き検討することとすべきである。」(同報告書62頁)。

「法定後見制度に有効期間を設定する旨の規律や、更新に関する規律を設けることについて(代理権の付与と取消権の付与における異同の有無も含め)、引き続き検討することとすべきである。」(同報告書66頁)

【図表6-1】法定後見制度—「法源」の一部

番号	法令及び条項等	概要
1	民法（明治29年法律第89号）第一編第一章第一節行為能力。	法定後見の開始の要件、効果等
	民法（明治31年法律第9号）第四編第五章後見、第六章保佐及び補助	成年後見人、保佐人及び補助人の選任、職務等
	民法（第三編）第714条	監督義務者責任
	民法（第五編）第973条	成年被後見人の遺言
2	任意後見契約に関する法律第10条	法定後見との関係
3	成年後見制度の利用の促進に関する法律（利用促進法）（平成28年法律第29号）	成年後見制度利用促進会議の設置等
4	法の適用に関する通則法	後見開始の審判等の準拠法
5	家事事件手続法第二編第二章第一節から第三節	法定後見の開始の手続等
6	家事事件手続規則第二編第二章第一節から第三節	
7	後見登記等に関する法律	法定後見の登記の手続等
8	後見登記等に関する政令	
9	後見登記等に関する省令	
10	登記手数料令	
11	民事訴訟法第31条、第32条	成年被後見人の訴訟能力等
12	人事訴訟法第13条、第14条	
13	刑事訴訟法第30条2項等	成年後見人、保佐人の弁護人選任権等
14	生活保護法第81条	後見人選任請求権
15	老人福祉法第32条、第32条の2	市区町村長の法定後見開始の申立権、成年後見人候補者推薦等
16	知的障害者福祉法第28条、第28条の2	
17	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第51条の11の2、51条の11の3	医療保護入院等
	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条等	
18	障害者総合支援法第77条第1項第4号、第5号	利用困難な場合の費用の支給等の事業
19	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第15条3項、第16条の3第1項、2項、第17条、第53条の3	検体の提出等又は予防接種を受けさせることを求められる等
20	予防接種法第8条2項、第9条2項等	予防接種を受けさせる努力義務等
21	個人情報の保護に関する法律第37条3項	保有個人データの開示等の請求
22	個人情報の保護に関する法律施行令第13条	
23	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）第19条1号、3号等	特定個人情報の受領、提供等

※ 利用促進法に基づく基本計画等については、厚生労働書のWebサイト参照。

【図表 6 - 2】法定後見制度—いわゆる資格制限規定の改正例

法律	改正前条文	改正後条文
公職選挙法	(選挙権及び被選挙権を有しない者) 第十一条 次に掲げる者は、選挙権及び被選挙権を有しない。 一 <u>成年被後見人</u>	平成二五年改正公職選挙法により第一号削除
国家公務員法	(欠格条項) 第三十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、人事院規則の定める場合を除くほか、官職に就く能力を有しない。 一 <u>成年被後見人又は被保佐人</u>	令和元年法律第三十七号(※)により第一号削除。
会社法	(取締役の資格等) 第三百三十一条 次に掲げる者は、取締役となることができない。 二 <u>成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に扱われている者</u>	令和元年改正会社法により第1項二号削除。
	第三百三十一条の二 <u>成年被後見人が取締役に就任するには、その成年後見人が、成年被後見人の同意(後見監督人がある場合にあっては、成年被後見人及び後見監督人の同意)を得た上で、成年被後見人に代わって就任の承諾をしなければならない。</u> 2 <u>被保佐人が取締役に就任するには、その保佐人の同意を得なければならない。</u> 3 (略) 4 <u>成年被後見人又は被保佐人がした取締役の資格に基づく行為は、行為能力の制限によっては取り消すことができない。</u>	令和元年改正会社法により追加。
弁護士法	(弁護士の欠格事由) 第七条 次に掲げる者は、第四条、第五条及び前条の規定にかかわらず、弁護士となる資格を有しない。 四 <u>成年被後見人又は被保佐人</u>	令和元年法律第三十七号(※)により第四号を削除。(※)
医師法	(絶対的欠格事由) 第三条 <u>未成年者、成年被後見人又は被保佐人には、免許を与えない。</u>	令和元年法律第三十七号(※)により第三条の「成年被後見人又は被保佐人」を削除。(※)

※「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」(令和元年法律第三十七号)

## ※ 印鑑条例

### ○令和2年改正前の文京区印鑑条例（抄）

（登録資格）

第三条 文京区に住所を有し、住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号。以下「法」という。)により記録されている者は、一人一個に限り印鑑の登録を受けることができる。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者については印鑑の登録を受けることができない。

- 一 十五歳未満の者
- 二 成年被後見人

### ○令和2年改正後の文京区印鑑条例（抄）

（登録資格）

第三条 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号。以下「法」という。)により区が備える住民基本台帳に記録されている者は、一人一個に限り印鑑の登録を受けることができる。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者については印鑑の登録を受けることができない。

- 一 十五歳未満の者
- 二 意思能力を有しない者(前号に掲げる者を除く。)

### ○総務省の通知（令和元年11月19日総行住第120号）（抄）

問 成年被後見人から印鑑の登録の申請を受けた場合には、当顔申請を受け付けることができるか。

答 意思能力を有しない者は印鑑の登録を受けられないが、成年被後見人から印鑑の登録の申請を受けた場合において、法定代理人が同行しており、かつ、当該成年被後見人による申請があるときは、当該成年被後見人は意思能力を有するものとして、印鑑の登録の申請を受け付けることとして差し支えない。

### ○総務省の通知（令和元年12月12日総行住第128号）（抄）

問 既に印鑑の登録を受けている者が成年被後見人となったことを知った場合には、どのように取り扱うべきか。

答 既に印鑑の登録を受けている者が成年被後見人となったことを知った場合には、当該印鑑の登録を職権で抹消した上で、その者に対し、当該印鑑の登録が抹消されたことを通知するとともに、再度印鑑の登録を受けるための手続について案内することが適当である。

【図表6-3】マイナンバー法との関係

行為	マイナンバー法の関係規定
個人番号の提供の求め	<p>(提供の求めの制限)</p> <p>第十五条 何人も、第十九条各号のいずれかに該当して特定個人情報の提供を受けることができる場合を除き、他人(自己と同一の世帯に属する者以外の者をいう。第二十条において同じ。)に対し、個人番号の提供を求めてはならない。</p>
特定個人情報の利用	<p>(利用範囲)</p> <p>第九条</p> <p>5 前各項に定めるもののほか、第十九条第十二号から第十六号までのいずれかに該当して特定個人情報の提供を受けた者は、その提供を受けた目的を達成するために必要な限度で個人番号を利用することができる。</p>
特定個人情報の提供	<p>(特定個人情報の提供の制限)</p> <p>第十九条 何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報の提供をしてはならない。</p> <p>三 本人又はその代理人が個人番号利用事務等実施者に対し、当該本人の個人番号を含む特定個人情報を提供するとき。</p> <p>十五 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合において、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき。</p>
特定個人情報の収集、保管	<p>(収集等の制限)</p> <p>第二十条 何人も、前条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報(他人の個人番号を含むものに限る。)を収集し、又は保管してはならない。</p>
個人番号カードの交付申請	<p>(個人番号カードの交付等)</p> <p>第十七条 市町村長は、政令で定めるところにより、当該市町村が備える住民基本台帳に記録されている者又は当該市町村が備える戸籍の附票に記録されている者(国外転出者である者に限る。)に対し、前条第一項の申請により、その者に係る個人番号カードを交付するものとする。この場合において、当該市町村長は、その者が本人であることを確認するための措置として政令で定める措置をとらなければならない。(以下、略)</p> <p>○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令</p> <p>(個人番号カードの交付)</p> <p>第十三条 個人番号カードの交付を受けようとする者(以下この条、次条及び附則第四条において「交付申請者」という。)は、総務省令で定めるところにより、その交付を受けようとする旨その他総務省令で定める事項を記載し、かつ、交付申請者の写真を添付した交付申請書を、機構に提出しなければならない。(以下、略)</p> <p>4 住所地市町村長は、前項の規定による個人番号カードの送付を受けたときは、交付申請者に対し、当該市町村の事務所への出頭を求めて、個人番号カードを交付するものとする。(以下、略)</p>



	<p>5 住所地市町村長は、<u>病気、身体の障害その他のやむを得ない理由により交付申請者の出頭が困難であると認められるときは</u>、前項本文の規定にかかわらず、当該交付申請者の指定した者の出頭を求めて、その者に対し、個人番号カードを交付することができる。この場合において、住所地市町村長は、その者から、当該交付申請者の出頭が困難であることを疎明するに足りる資料及び次に掲げる書類その他主務省令で定める書類の提示を受けなければならない。</p> <p>一 個人識別事項が記載された書類であって、当該個人識別事項により識別される特定の個人が当該交付申請者の依頼により又は法令の規定により当該交付申請者の代理人として個人番号カードの交付を受けることを証明するものとして主務省令で定めるもの（以下、略）</p> <p>○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令 (個人番号カードの暗証番号)</p> <p>第三十三条 令第十三条第四項本文又は第五項の規定により交付申請者又はその法定代理人が個人番号カードの交付を受けるときは、当該交付申請者又はその法定代理人は、当該個人番号カードに四桁の数字からなる暗証番号（以下この条において「暗証番号」という。）を設定しなければならない。（以下、略）</p> <p>3 令第十三条第五項の規定により交付申請者の指定した者（当該交付申請者の法定代理人を除く。以下この項において同じ。）が個人番号カードの交付を受けるときは、当該交付申請者の指定した者は、暗証番号を住所地市町村長に届け出なければならない。この場合において、住所地市町村長は、当該個人番号カードに当該暗証番号を設定するものとする。（以下、略）</p> <p>○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則</p> <p>第十四条 令第十三条第五項第一号の主務省令で定める書類は、次に掲げるいずれかの書類とする。</p> <p>一 交付申請者の代理人として個人番号カードの交付を受ける者が法定代理人である場合には、戸籍謄本その他その資格を証明する書類</p> <p>二 交付申請者の代理人として個人番号カードの交付を受ける者が法定代理人以外の者である場合には、交付申請者の指定の事実を確認するに足る資料</p>
--	--

※デジタル庁国民向けサービスグループ・総務省自治行政局住民制度課マイナンバー制度支援室・厚生労働省保険局医療介護連携政策課保険データ企画室「福祉施設・支援団体の方向けマイナンバーカード取得・管理マニュアル Ver. 4」（2023年12月）参照。代理交付については、25、26頁参照。管理については、28頁参照。

【図表7】法定後見—後見・保佐・補助の概要

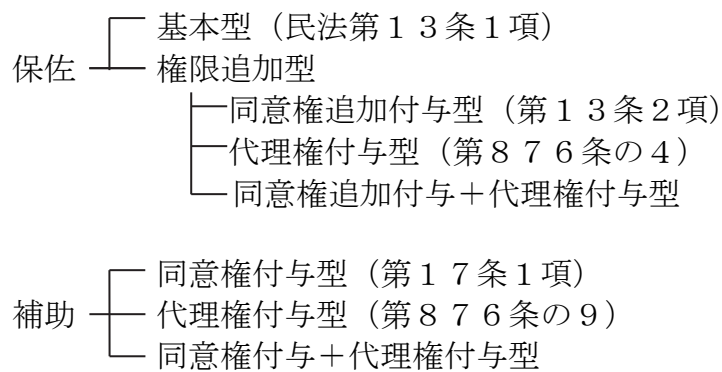
		後見	保佐	補助
対象者		精神上的の障害により判断能力を欠く常況にある者	精神上的の障害により判断能力が著しく不十分な者	精神上的の障害により判断能力が不十分な者
制度開始に必要な手続	申立	家庭裁判所への申立が必要		
	本人の申立又は同意の要否	不要	不要。但し、保佐人に代理権を付与する審判の場合は必要。	必要
	本人の陳述聴取の要否	必要	必要	必要
	精神鑑定の要否	原則として必要	原則として必要	医師の診断の結果その他適当な者の意見が必要
	審判	後見開始の審判	保佐開始の審判	補助開始の審判
	本人への審判告知の要否	不要。但し、本人への通知は必要。	必要	必要
保護者の名称(本人の名称)	成年後見人(成年被後見人)	保佐人(被保佐人)	補助人(被補助人)	
保義者の事務	成年被後見人の生活、療養看護及び財産の管理に関する事務	保佐の事務	補助の事務	
保護者の権限	①財産管理権 ②代理権 ③取消権(日用品の購入その他日常に関する行為を除く。) ④追認権 ⑤郵便物等の管理・開披 ⑥死後の財産保存・弁済 ⑦家庭裁判所の許可を条件に火葬又は埋葬等	①基本は、重要な法律行為(民法13条1項所定の行為)についての同意権、取消権及び追認権。 ②本人の申立又は同意を要件に、代理権の付与が可能。	①特定の法律行為(民法13条1項所定の行為の一部)についての同意権、取消権及び追認権、又は ②特定の法律行為についての代理権	
保護者の義務	一般的な義務	成年被後見人の意思を尊重し、かつ、その心身の状態及び生活の状況に配慮すべき義務	被保佐人の意思を尊重し、かつ、その心身の状態及び生活の状況に配慮すべき義務	被補助人の意思を尊重し、かつ、その心身の状態及び生活の状況に配慮すべき義務
	法定されている具体的な義務	善良な管理者の注意義務	善良な管理者の注意義務	善良な管理者の注意義務
精神保健福祉法との関係	財産調査・目録調整義務	成年被後見人に対する権		
	債務の申出義務	支出金予定義務		
	後見終了時の管理計算義務	後見終了時の管理計算義務	保佐終了時の管理計算義務	補助終了時の管理計算義務
	利息付加・損害賠償義務	後見終了時の応急処分義務	保佐終了時の応急処分義務	補助終了時の応急処分義務
	後見終了時の応急処分義務	保佐終了時の応急処分義務	保佐終了時の応急処分義務	補助終了時の応急処分義務
精神保健福祉法との関係	成年後見人は同法上の「家族等」	保佐人は同法上の「家族等」。	補助人は同法上の「家族等」ではない。	

【図表 8】 法定後見制度—基本的な権限から見た後見・保佐・補助の類型

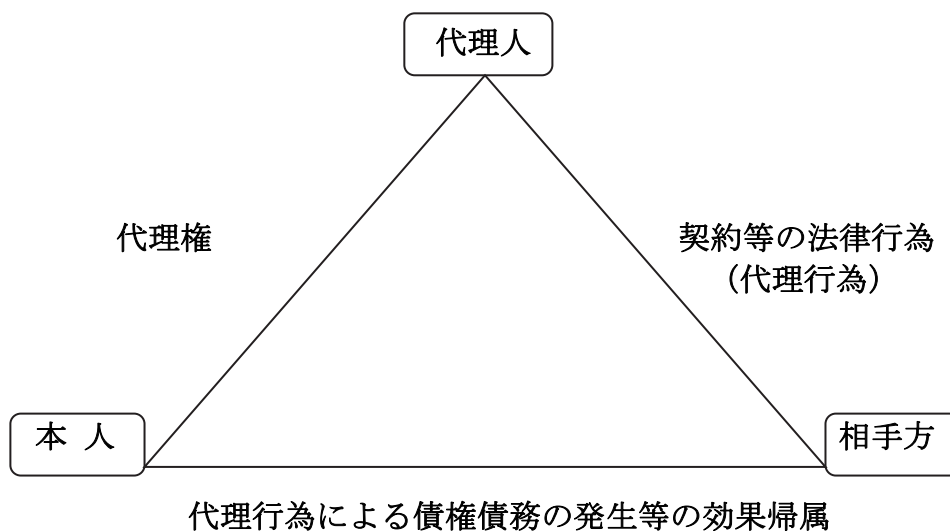
	同意権	取消権	追認権	代理権
成年後見人	—	第 9 条 第 1 2 0 条	第 1 2 2 条	第 8 5 9 条 1 項
保佐人	第 1 3 条 1 項 第 1 3 条 2 項	第 1 3 条 4 項 第 1 2 0 条	第 1 2 2 条	第 8 7 6 条 の 4
補助人	第 1 7 条 1 項	第 1 7 条 3 項 第 1 2 0 条	第 1 2 2 条	第 8 7 6 条 の 9

民法第 1 編の規定

民法第 4 編の規定



【図表 9】 代理の構造



◎ 「成年後見制度の在り方に関する研究会報告書」 (令和6年2月)

「法定後見制度の開始に当たっては、本人の同意等の有無を考慮することも考えられるところ、本人の同意等があることを代理権の付与や取消権の付与の要件とするものの適否、本人の同意等の有無が明らかでない場合や本人が同意しない場合における必要性や補充性の考え方などについて、引き続き検討することとすべきである。」 (同報告書59頁)

「本人の判断能力の程度を考慮して、本人がした法律行為を取り消すことができる権限を認める制度に関しては、本人の請求又は同意などがある場合に法律行為を取り消すことができる権限を認めることを可能とする規律を設けることが考えられるとの意見があることを踏まえつつ、引き続き検討することとすべきである。」

(注1) 本人の請求又は同意があるとはいえない場合においても一定の場面で取消権を認めることについては、引き続き検討を要するとの考え方がある。

(注2) 本人の保護を任務として選任される者(以下「保護者」という。)の同意を必要とする法律行為の取消権者については、①保護者の同意を得ないでしたものは本人が取り消すことができるとする考え方、②保護者の同意を得ないでしたものは本人又は保護者が取り消すことができるとする考え方がある上に、保護者が取り消しをする場合には一定の要件を設ける考え方がある。」 (同報告書28頁)

「本人の判断能力の程度を考慮して代理権を認める制度に関しては、本人の同意等があるなどの場合に代理権を付与することを可能とする規律を設けることが考えられるとの意見に加え、本人の積極的な同意等が認められない場合にも代理権の付与が必要なき時があるのではないかとの意見があること(これらの意見の中には取消権の付与と規律を異にすることもあり得るとの考え方があること)にも留意しながら、引き続き検討することとすべきである。」 (同報告書42頁)

【図表10】親族後見・職業後見・市民後見

		民法上の 区別	育成、活用に係る 法令	守秘義務に係る 罰則規定	後見報酬の 所得の区分	業務上横領 罪の適用
職業 後見	親族後見				雑所得	親族後見の 場合であつ ても、親族間 の特例（刑法 244条）の 適用は無い （最高裁平成 20年2月 18日判決、 同平成24 年10月9 日判決）。
	弁護士				事業所得	
	司法書士				（事業所得）	
	社会福祉士				（事業所得）	
市民後見			老人福祉法32条の 2、精神保健福祉法 51条の11の3、 知的障害者福祉法2 8条の2		（雑所得）	

## ○刑 法

第二百三十五条 他人の財物を窃取した者は、窃盗の罪とし、十年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第二百三十五条の二 他人の不動産を侵奪した者は、十年以下の懲役に処する。  
（親族間の犯罪に関する特例）

第二百四十四条 配偶者、直系血族又は同居の親族との間で第二百三十五条の罪、第二百三十五条の二の罪又はこれらの罪の未遂罪を犯した者は、その刑を免除する。

2 前項に規定する親族以外の親族との間で犯した同項に規定する罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

3 前二項の規定は、親族でない共犯については、適用しない。

第二百五十二条 自己の占有する他人の物を横領した者は、五年以下の懲役に処する。

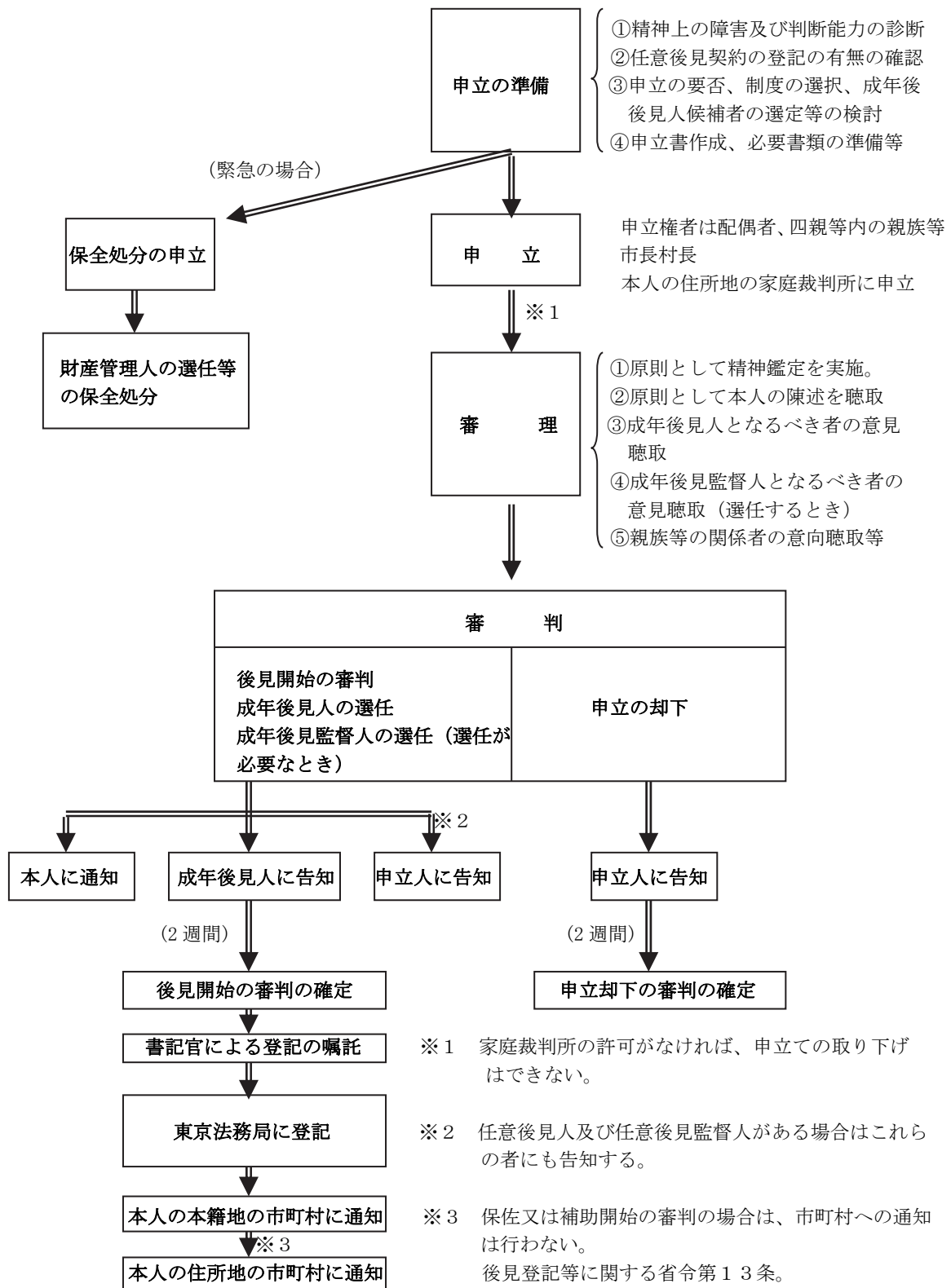
2 自己の物であっても、公務所から保管を命ぜられた場合において、これを横領した者も、前項と同様とする。

第二百五十三条 業務上自己の占有する他人の物を横領した者は、十年以下の懲役に処する。

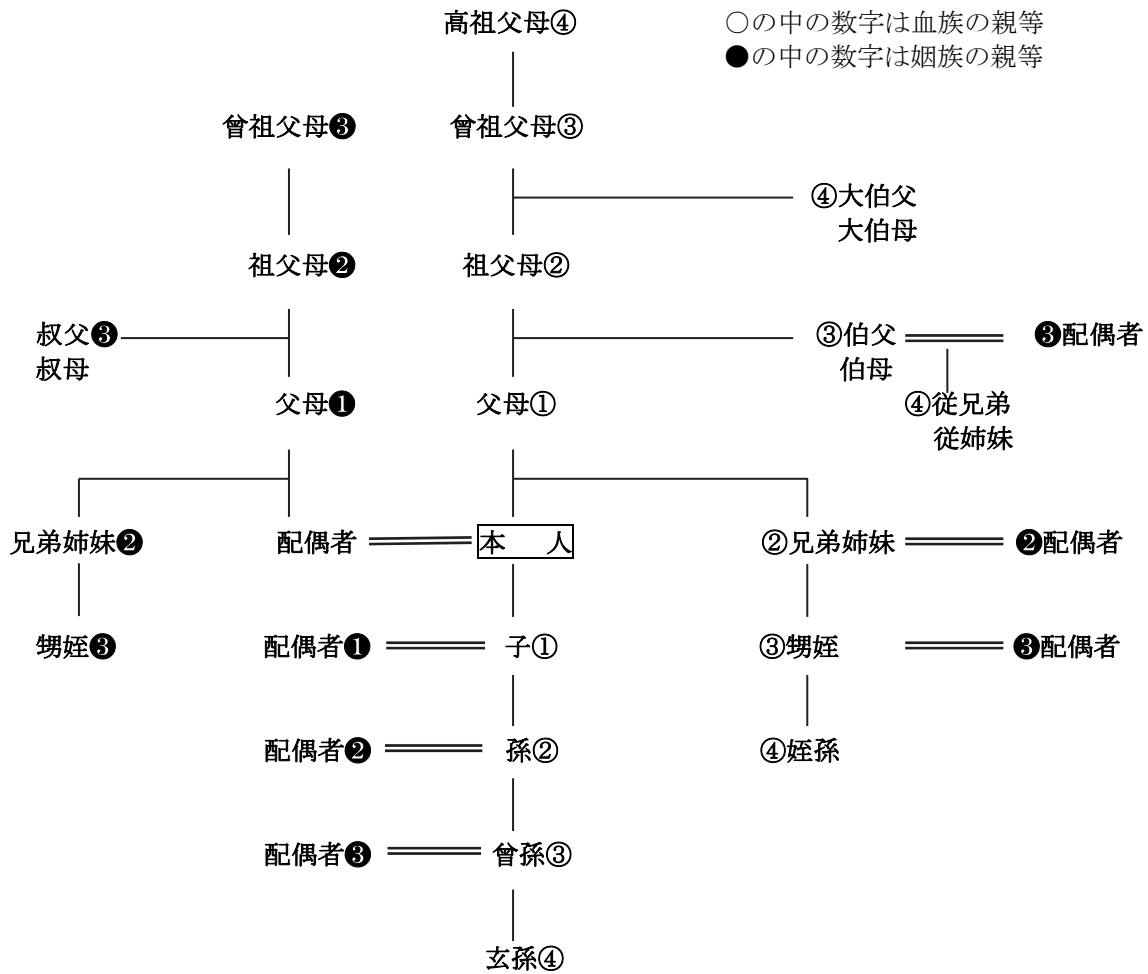
第二百五十五条 第二百四十四条の規定は、この章の罪について準用する。

※「懲役」は「拘禁刑」に改正されているが、施行は、令和7年6月1日。

【図表 1 1】 後見開始の審判の手続



【図表 1 2】 四親等内の親族



○老人福祉法

(審判の請求)

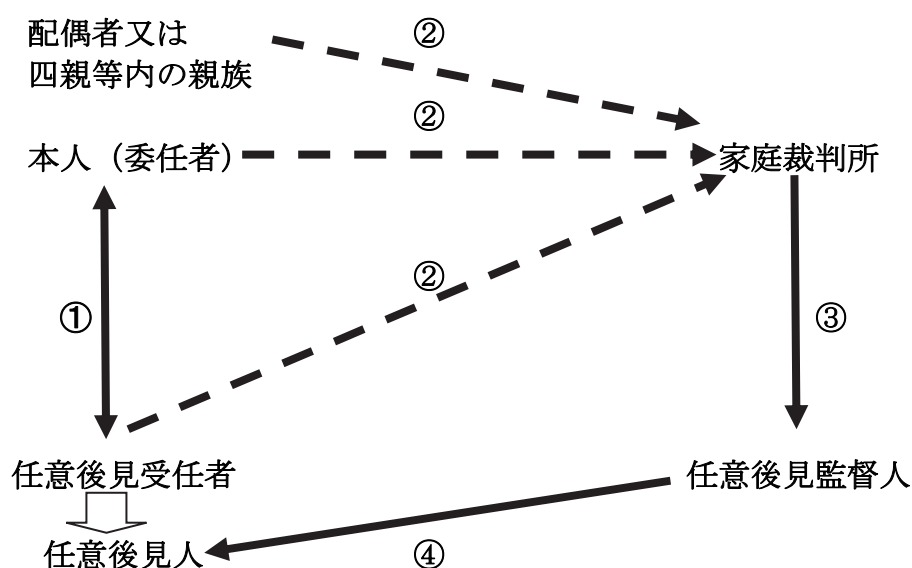
第三十二条 市町村長は、六十五歳以上の者につき、その福祉を図るため特に必要があると認めるときは、民法第七条、第十一条、第十三条第二項、第十五条第一項、第十七条第一項、第八百七十六条の四第一項又は第八百七十六条の九第一項に規定する審判の請求をすることができる。

○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五十一条の十一の二

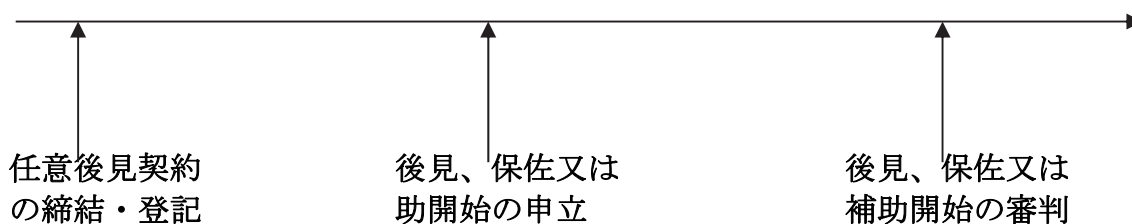
○知的障害者福祉法第二十八条

○市町村長による成年後見制度に基づく後見開始の審判等の請求に係る基準等の基本的考え方及び手続の例示について (令和3年11月26日障障発1126第1・障精発1126第1・老認発1126第2)

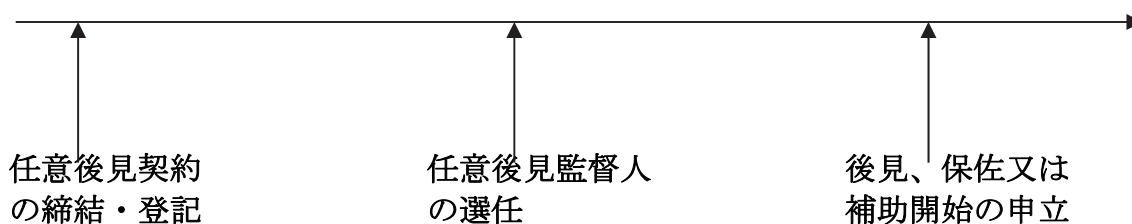
【図表 1 3】 任意後見との関係



(パターン 1 : 任意後見契約に関する法律第 10 条 1 項、2 項)



(パターン 2 : 任意後見契約に関する法律第 10 条 2 項、3 項)

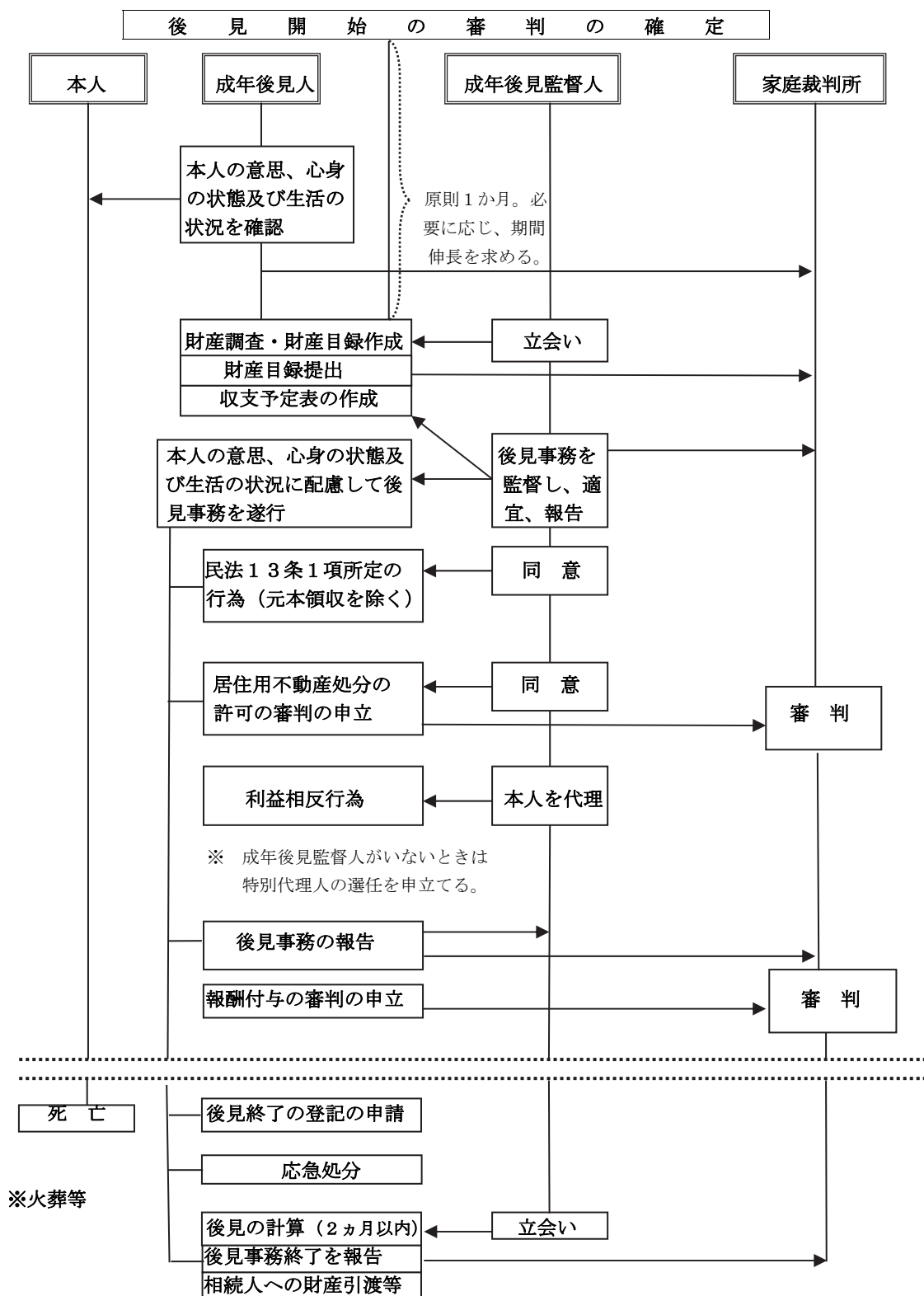


◎ 「成年後見制度の在り方に関する研究会報告書」 (令和 6 年 2 月)

「任意後見制度と法定後見制度との関係に関しては、法定後見制度の見直しに併せて、任意後見人と成年後見人等とが併存することを許容するか否か、許容するとした場合にはその権限の調整等をどのように図るかについて、引き続き検討することとすべきである。」 (同報告書 99 頁)



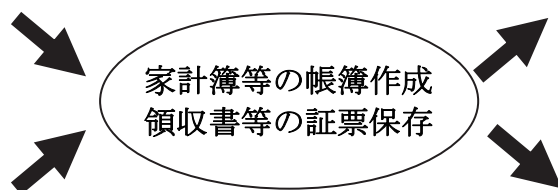
【図表 1 4】 後見開始から本人死亡までの後見事務の概要



※ 日常生活に使用しない金銭を金融機関に預け入れ又は信託し、払戻し等に家庭裁判所の指示書が必要となる後見制度支援預貯金等が利用される場合がある。

【図表15】財産目録と収支予定表のイメージ

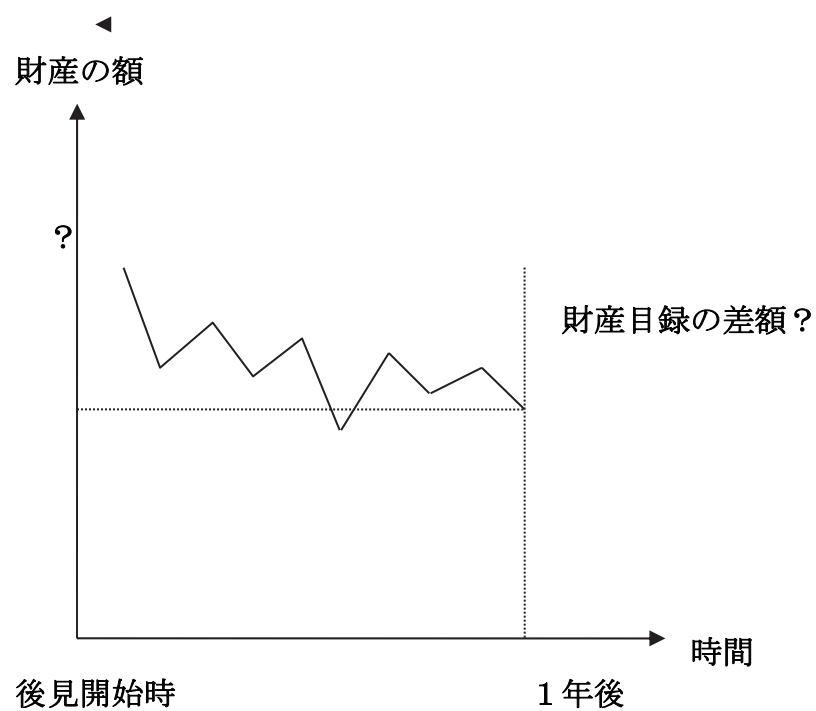
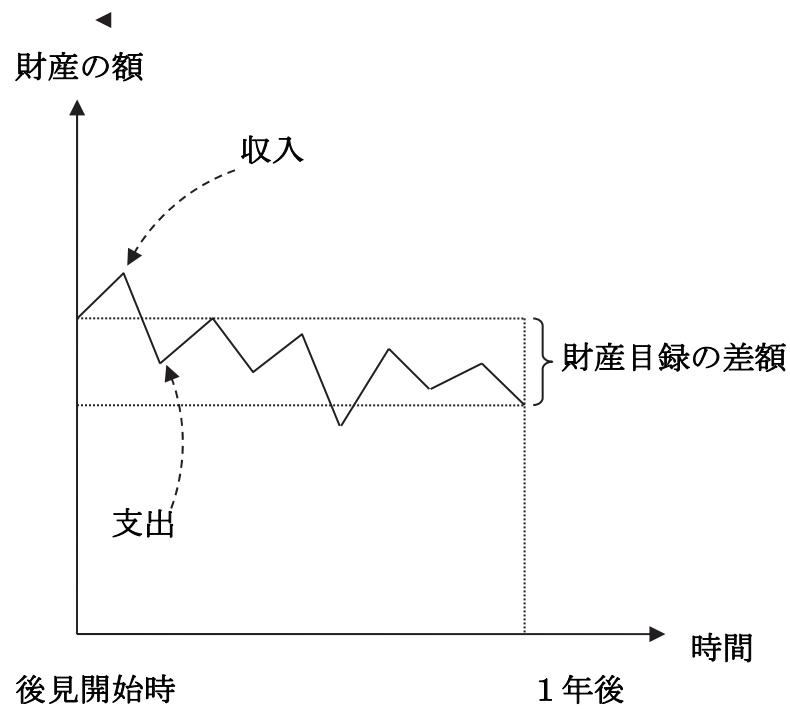
財産目録 (X年11月1日現在)		財産目録 (X+1年10月31日現在)	
現金	6万円	現金	1万円
預金	400万円	預金	385万円
不動産(本郷〇丁目〇〇番)		不動産(本郷〇丁目〇〇番)	
債務(医療費未払)	10万円	債務	0円
差額(不動産除く)	396万円	差額(不動産除く)	386万円



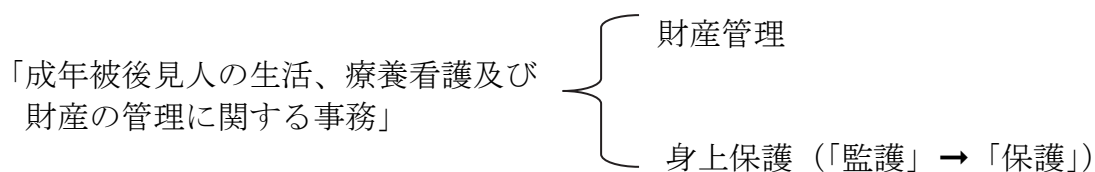
収支予定表 (X年11月1日から X+1年10月31日まで)	
1. 収入予定(年額)	
年金	約200万円
2. 支出予定(年額)	
介護費用	約120万円
(特養の施設サービス自己負担分)	
日用品購入代	約10万円
医療費	約10万円
税金・社会保険料	約15万円
債務弁済(医療費)	10万円
合計	約165万円
3. 収支差額予定	約35万円

収支計算表 (X年11月1日から X+1年10月31日まで)	
1. 収入(年額)	
年金	200万円
2. 支出(年額)	
介護費用	125万円
(特養の施設サービス自己負担分)	
日用品購入代	15万円
医療費	15万円
税金・社会保険料	15万円
債務弁済(医療費)	10万円
家屋修理費	28万円
後見事務費	2万円
合計	210万円
3. 収支差額	-10万円

【図表 1 6】 後見開始時の財産の額とその後の変動



## 【図表 17】 成年後見人が行う事務（後見事務）について



### （成年被後見人の意思の尊重及び身上の配慮）

**第五百五十八条** 成年後見人は、成年被後見人の生活、療養看護及び財産の管理に関する事務を行うに当たっては、成年被後見人の意思を尊重し、かつ、その心身の状態及び生活の状況に配慮しなければならない。

## 【参考】 成年後見制度の利用の促進に関する法律

### （基本理念）

**第三条** 成年後見制度の利用の促進は、成年被後見人等が、成年被後見人等でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障されるべきこと、成年被後見人等の意思決定の支援が適切に行われるとともに、成年被後見人等の自発的意思が尊重されるべきこと及び成年被後見人等の財産の管理のみならず身上の保護が適切に行われるべきこと等の成年後見制度の理念を踏まえて行われるものとする。（以下、略）

## 【参考】 「療養看護」に係る規定の沿革

### ○ 民法第五百五十八条の沿革

**第九百二十二条** 禁治産者ノ後見人ハ禁治産者ノ資力ニ応シテ其療養看護ヲカルコトヲ要ス

2 禁治産者ヲ瘋癲病院ニ入レ又は私宅ニ監置スルト否トハ親族会ノ同意ヲ得テ後見人之ヲ定ム

（明治31年7月16日施行）

**第五百五十八条** 禁治産者の後見人は、禁治産者の資力に応じて、その療養看護に努めなければならない。

2 禁治産者を精神病院その他これに準ずる施設に入れるには、家庭裁判所の許可を得なければならない。

（昭和23年1月1日施行）

## ○ 精神病患者監護法から精神保健福祉法に至るまでの沿革

### 精神病患者監護法

第一条 精神病患者ハ其ノ後見人配偶者四親等内ノ親族又ハ戸主ニ於テ監護スルノ義務ヲ負フ（以下、略）

第二条 監護義務者ニ非サレハ精神病患者ヲ監置スルコトヲ得ス

第三条 ……民法第九百二十二条ニ依リ禁治産者ヲ監置セムトスルトキハ行政庁ニ届出ヘシ

（明治33年7月1日施行、昭和25年5月1日廃止）

※呉秀三・聖田五郎「精神病患者私宅監置ノ實況及び其統計的觀察」参照（国立国会図書館デジタルコレクション）。

### 精神衛生法

（保護義務者）

第二十条 精神障害者については、その後見人、配偶者、親権を行う者及び扶養義務者が保護義務者となる。（以下、略）

第二十二條 保護義務者は、精神障害者に治療を受けさせるとともに、精神障害者が自身を傷つけ又は他人に害を及ぼさないように監督し、且つ、精神障害者の財産上の利益を保護しなければならない。（以下、略）

（保護義務者の同意による入院）

第三十三條 精神病院の長は、診察の結果精神障害者であると診断した者につき、医療及び保護のため入院の必要があると認める場合において保護義務者の同意があるときは、本人の同意がなくてもその者を入院させることができる。

（昭和25年5月1日施行）

### 精神保健法

（保護者）

第二十条 精神障害者については、その後見人、配偶者、親権を行う者及び扶養義務者が保護者となる。（以下、略）

第二十二條 保護者は、精神障害者に治療を受けさせるとともに、精神障害者が自身を傷つけ又は他人に害を及ぼさないように監督し、且つ、精神障害者の財産上の利益を保護しなければならない。（以下、略）

（医療保護入院）

第三十三條 精神病院の管理者は、指定医の診察の結果、精神障害者であり、かつ、医療及び保護のため入院の必要があると認めた者につき、保護者の同意があるときは、本人の同意がなくてもその者を入院させることができる。

（平成6年4月1日施行）

### 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（平成11年改正法）

（保護者）

第二十条 精神障害者については、その後見人又は保佐人、配偶者、親権を行う者及び扶養義務者が保護者となる。（以下、略）

第二十二條 保護者は、精神障害者（略）に治療を受けさせ、及び精神障害者の財産上の利益を保護しなければならない。（以下、略）

（医療保護入院）

第三十三條 精神病院の管理者は、次に掲げる者について、保護者の同意があるときは、本人の同意がなくてもその者を入院させることができる。

- 一 指定医による診察の結果、精神障害者であり、かつ、医療及び保護のため入院の必要がある者であって当該精神障害のために第二十二条の三の規定による入院（注：任意入院）が行われる状態にないと判定されたもの
- 二 第三十四条第三項の規定により移送された者  
（以下、略）

（平成12年4月1日施行）

### 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（平成25年改正）

（医療保護入院）

第三十三条 精神科病院の管理者は、次に掲げる者について、その家族等のうちいずれかの者の同意があるときは、本人の同意がなくてもその者を入院させることができる。

- 一 指定医による診察の結果、精神障害者であり、かつ、医療及び保護のため入院の必要がある者であって当該精神障害のために第二十条の規定による入院（注：任意入院）が行われる状態にないと判定されたもの

- 二 第三十四条第一項の規定により移送された者

2 前項の「家族等」とは、当該精神障害者の配偶者、親権を行う者、扶養義務者及び後見人又は保佐人をいう。ただし、次の各号のいずれかに該当する者を除く。

- 一 行方の知れない者
- 二 当該精神障害者に対して訴訟をしている者、又はした者並びにその配偶者及び直系血族
- 三 家庭裁判所で免ぜられた法定代理人、保佐人又は補助人
- 四 成年被後見人又は被保佐人
- 五 未成年者

（以下、略）

（平成26年4月1日施行）

### ◎ 「成年後見制度の在り方に関する研究会報告書」（令和6年2月）

「成年後見人等の職務及び義務の規律に関しては、現行法の規律を基本的に維持することを踏まえつつ、後見等の開始や終了等の見直しに併せて更に検討することとすべきである。」（同報告書78頁）

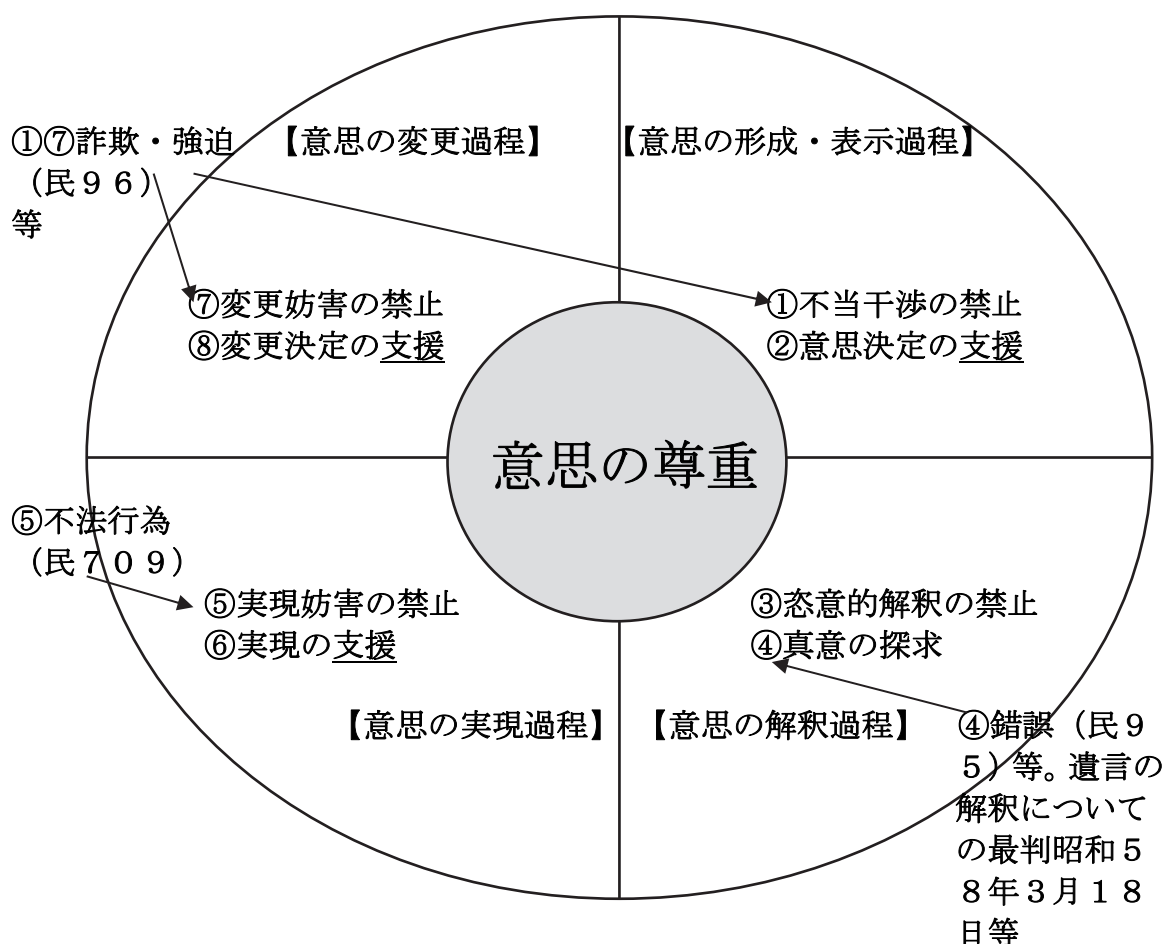
【参考】「成年被後見人の意思を尊重」に係るガイドライン

意思決定支援ワーキング・グループ「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」（令和2年10月30日）

「最高裁判所、厚生労働省、日本弁護士連合会、成年後見センター・リーガルサポート及び日本社会福祉士会により構成される意思決定支援ワーキング・グループにおいて検討を重ね、成年後見制度の利用者の立場にある団体からのヒアリング等の結果を踏まえつつ、本ガイドラインを策定した。」というもの。

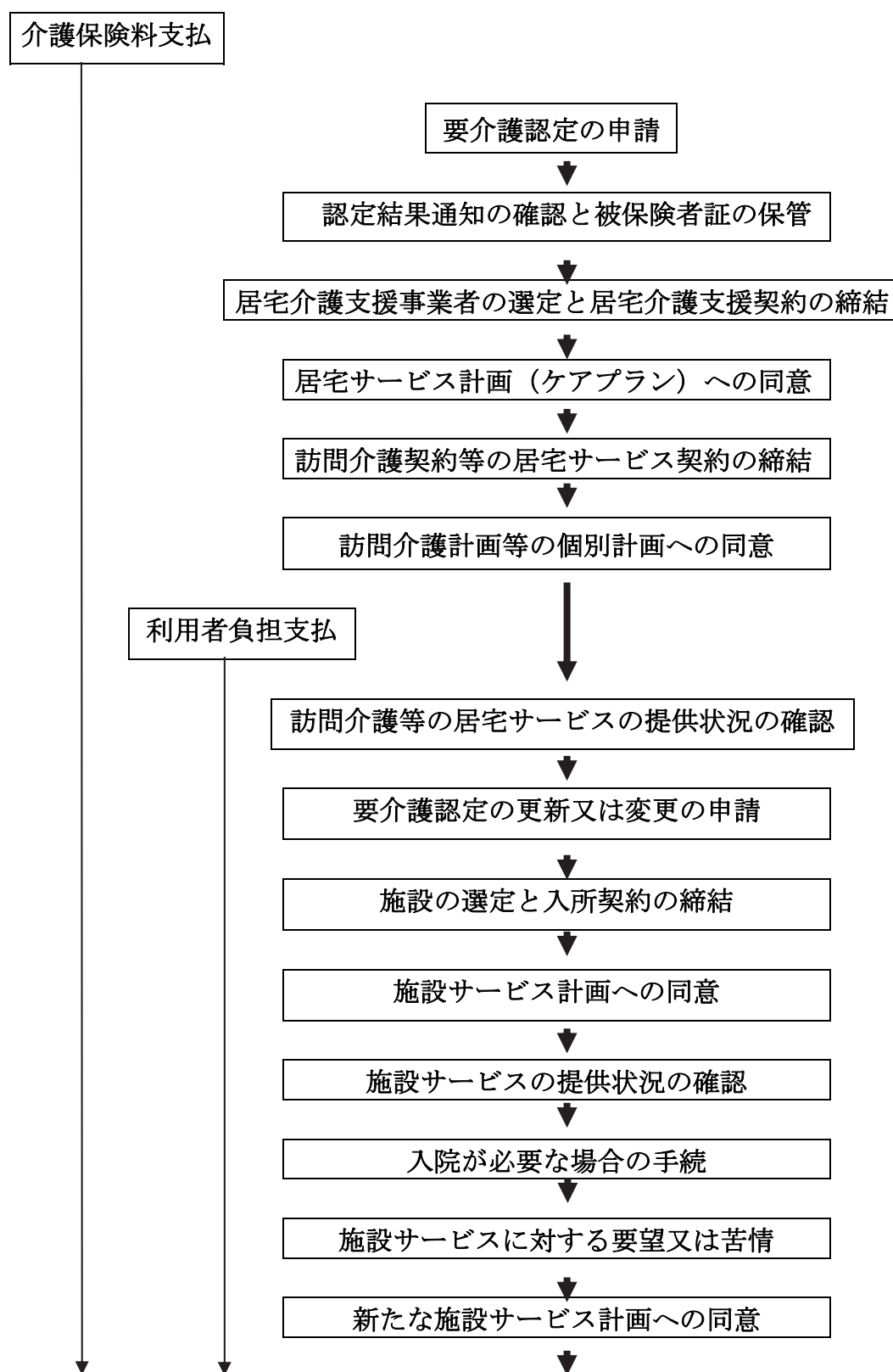
【参考】「意思の尊重」の意味について

【図表18】意思の尊重



※「意思決定の支援」は。本人の自発的な決定を「誘起」をすることであって、「代行決定」、「代弁」又は「誘導」ではない。しかし、後の三者が「誘起」として行われることがあり、真の「誘起」は簡単ではない。

【図表 1 9】 介護サービスの利用における後見事務の例





【図表 20】「後見日誌」の例

※ 後見事務の存在・内容・根拠を証明できるようにするため、その必要の範囲内で客観的な事実を簡潔に記録しておくことが望ましい。

年月日	時刻	出来事
10/5		A氏の成年後見人に選任される。【注1】
10/25	13:30	老人ホーム東京苑を訪問。A氏用のパジャマと下着を購入し持参。  ○A氏と面会。 A氏：刺身が食べたい。 その他：特に変化は見られない。  ○面会后、7月～8月の介護記録を閲覧。【注2】 食事摂取時の「ムセ」の記載が3箇所。  ○記録閲覧後、ケアマネの本郷氏と面会。 当方：A氏の希望（刺身）を伝えるとともに、「ムセ」の記録について質問。 本郷氏：嚥下機能が低下。10月1日14:00からのサービス担当者会議で通常食の可否を協議予定。
	14:30	東京苑を退出。
10/31		東京苑からインフルエンザ予防接種の同意書が送られてくる。署名捺印して返送。【注3】
11/10	8:00	東京苑から電話。 昨夜、転倒。膝に擦過傷。経過観察中とのこと。
11/20	13:40	東京苑を訪問。 ○A氏と面会。 身体拘束の「同意」を求められる。【注4】
1/31	10:30	東京苑から電話。 朝方、施設の設備を壊したとのこと。【注5】
2/10	11:00	東京苑を訪問。 ○B医師と面会。 精神科病院への医療保護入院を勧められる。【注6】 薬を服用し、しばらく様子を見ることになる。【注7】
12/10	14:00	東京苑を訪問。 サービス担当者会議に参加。 看取りについて話し合う。【注8】

## 【注1】後見登記等に関する法律

(登記事項証明書の交付等)

第十条 何人も、登記官に対し、次に掲げる登記記録について、後見登記等ファイルに記録されている事項(記録がないときは、その旨)を証明した書面(以下「登記事項証明書」という。)の交付を請求することができる。

一 (略)

二 自己を成年後見人等、成年後見監督人等、任意後見受任者、任意後見人又は任意後見監督人(退任したこれらの者を含む。)とする登記記録

## 【注2】個人情報保護に関する法令

### ○個人情報の保護に関する法律

(開示等の求めに応じる手続)

第三十七条

3 開示等の請求等は、政令で定めるところにより、代理人によってすることができる。

### ○個人情報の保護に関する法律施行令

(開示等の求めをすることができる代理人)

第十三条 法第三十七条第三項の規定により開示等の請求等を行うことができる代理人は、次に掲げる代理人とする。

一 未成年者又は成年被後見人の法定代理人

二 開示等の求めをすることにつき本人が委任した代理人

## 【注3】予防接種に関連する法令等

事務連絡  
令和3年3月24日

各都道府県衛生主管部(局) 御中

厚生労働省健康局健康課予防接種室

### 成年被後見人等に対する新型コロナ予防接種を実施するに当たっての留意事項について

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種(以下「新型コロナ予防接種」という。)については、「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引きについて」(令和2年12月17日付け健発1217第4号厚生労働省健康局長通知)の別添において、現時点での情報とその具体的な事務取扱をお示ししているところです。

今般、成年被後見人や被保佐人、被補助人(以下「成年被後見人等」という。)への接種に当たってご留意いただきたい事項について、以下のとおりお示ししますので、適切な配慮が提供されるよう御協力をお願いするとともに、本事務連絡の内容を管内市区町村に周知いただくようお願いいたします。

## 記

### 1 接種券の郵送について(略)

### 2 接種を受ける際の同意の確認について

成年被後見人等が接種を受けるに当たっては、まず、成年被後見人等に必要な情報をしっかりと伝え、その上で、本人の意思を可能な限り確認していただく必要があること。

本人の接種の意思を確認することができた場合は、本人の自筆又は本人の同意を確認した者の代筆により予診票の接種の希望欄に署名いただくこと。

本人の接種の意思を確認することが難しい場合は、予防接種法令上、接種の対象者が法定後見制度の成年被後見人であれば成年後見人による同意の署名が可能だが、その場合は家族や医療・ケアチーム等、本人の周りの方と相談しながら判断いただく必要があること。

なお、被保佐人や被補助人、任意後見制度の被後見人の場合には、保佐人や補助人、任意後見人による署名はできないため、原則どおり接種の意思を本人に確認した上で、本人の自署又は本人の接種の意思を確認した者の代筆により接種の同意欄に署名すること。この場合、本人の接種の意思を確認した上での代筆であれば保佐人や補助人、任意後見人が行うことも可能であること。

## 【注4】身体拘束に関する法令

### ○指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十九号）

#### 第十一条

4 指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスの提供に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

## 【注5】損害賠償責任と成年後見人

### ○民法

第七百十三条 精神上の障害により自己の行為の責任を弁識する能力を欠く状態にある間に他人に損害を加えた者は、その賠償の責任を負わない。ただし、故意又は過失によつて一時的にその状態を招いたときは、この限りでない。

（責任無能力者の監督義務者等の責任）

第七百十四条 前二条の規定により責任無能力者がその責任を負わない場合において、その責任無能力者を監督する法定の義務を負う者は、その責任無能力者が第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。ただし、監督義務者がその義務を怠らなかつたとき、又はその義務を怠らなくても損害が生ずべきであったときは、この限りでない。

2 監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者も、前項の責任を負う。

### ○最高裁判所第三小法廷平成28年3月1日判決

「民法714条1項の規定は、責任無能力者が他人に損害を加えた場合にはその責任

無能力者を監督する法定の義務を負う者が損害賠償責任を負うべきものとしているところ、このうち精神上の障害による責任無能力者について監督義務が法定されていたものとしては、平成11年法律第65号による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律22条1項により精神障害者に対する自傷他害防止監督義務が定められていた保護者や、平成11年法律第149号による改正前の民法858条1項により禁治産者に対する療養看護義務が定められていた後見人が挙げられる。しかし、保護者の精神障害者に対する自傷他害防止監督義務は、上記平成11年法律第65号により廃止された（なお、保護者制度そのものが平成25年法律第47号により廃止された。）。また、後見人の禁治産者に対する療養看護義務は、上記平成11年法律第149号による改正後の民法858条において成年後見人がその事務を行うに当たっては成年被後見人の心身の状態及び生活の状況に配慮しなければならない旨のいわゆる身上配慮義務に改められた。この身上配慮義務は、成年後見人の権限等に照らすと、成年後見人が契約等の法律行為を行う際に成年被後見人の身上について配慮すべきことを求めるものであって、成年後見人に対し事実行為として成年被後見人の現実の介護を行うことや成年被後見人の行動を監督することを求めるものと解することはできない。そうすると、平成19年当時において、保護者や成年後見人であることだけでは直ちに法定の監督義務者に該当するということとはできない。」

「もっとも、法定の監督義務者に該当しない者であっても、責任無能力者との身分関係や日常生活における接触状況に照らし、第三者に対する加害行為の防止に向けてその者が当該責任無能力者の監督を現に行いその態様が単なる事実上の監督を超えているなどその監督義務を引き受けたとみるべき特段の事情が認められる場合には、衡平の見地から法定の監督義務を負う者と同視してその者に対し民法714条に基づく損害賠償責任を問うことができるとするのが相当であり、このような者については、法定の監督義務者に準ずべき者として、同条1項が類推適用されると解すべきである（最高裁昭和56年（オ）第1154号同58年2月24日第一小法廷判決・裁判集民事138号217頁参照）。その上で、ある者が、精神障害者に関し、このような法定の監督義務者に準ずべき者に当たるか否かは、その者自身の生活状況や心身の状況などとともに、精神障害者との親族関係の有無・濃淡、同居の有無その他の日常的な接触の程度、精神障害者の財産管理への関与の状況などその者と精神障害者との関わりの実情、精神障害者の心身の状況や日常生活における問題行動の有無・内容、これらに対応して行われている監護や介護の実態など諸般の事情を総合考慮して、その者が精神障害者を現に監督しているかあるいは監督することが可能かつ容易であるなど衡平の見地からその者に対し精神障害者の行為に係る責任を問うのが相当といえる客観的状況が認められるか否かという観点から判断すべきである。」

## 【注6】精神病院への強制入院に関する法令（前掲参照）

### ○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律

（処遇）

第三十六条 精神科病院の管理者は、入院中の者につき、その医療又は保護に欠くことのできない限度において、その行動について必要な制限を行うことができる。

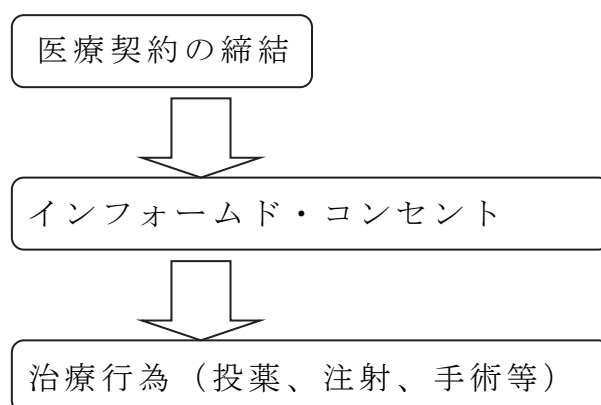
2 精神科病院の管理者は、前項の規定にかかわらず、信書の発受の制限、都道府県その他の行政機関の職員との面会の制限その他の行動の制限であって、厚生労働大臣があらかじめ社会保障審議会の意見を聴いて定める行動の制限については、これを行うことができない。

- 3 第一項の規定による行動の制限のうち、厚生労働大臣があらかじめ社会保障審議会の意見を聴いて定める患者の隔離その他の行動の制限は、指定医が必要と認める場合でなければ行うことができない。

### 【注 7】医療行為と成年後見人の役割

成年後見人は、本人に代わって、治療行為について同意又は代諾することができるか。

### 【図表 2 1】医療の一般的な過程



### 【注 8】看取りと成年後見人

【参考】厚生労働省「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」及び「解説」（平成 19 年 5 月策定、平成 27 年 3 月改訂、平成 30 年 3 月改訂）（抄）。

- 1 人生の最終段階における医療・ケアの在り方（略）
- 2 人生の最終段階における医療・ケアの方針の決定手続  
人生の最終段階における医療・ケアの方針決定は次によるものとする。
  - (1) 本人の意思の確認ができる場合（略）
  - (2) 本人の意思の確認ができない場合  
本人の意思確認ができない場合には、次のような手順により、医療・ケアチームの中で慎重な判断を行う必要がある。
    - ① 家族等が本人の意思を推定できる場合には、その推定意思を尊重し、本人にとっての最善の方針をとることを基本とする。
    - ② 家族等が本人の意思を推定できない場合には、本人にとって何が最善であるかについて、本人に代わる者として家族等と十分に話し合い、本人にとっての最善の方針をとることを基本とする。時間の経過、心身の状態の変化、

医学的評価の変更等に応じて、このプロセスを繰り返し行う。

- ③ 家族等がない場合及び家族等が判断を医療・ケアチームに委ねる場合には、本人にとっての最善の方針をとることを基本とする。
- ④ このプロセスにおいて話し合った内容は、その都度、文書にまとめておくものとする。

\*注1 2 家族等とは、今後、単身世帯が増えることも想定し、本人が信頼を寄せ、人生の最終段階の本人を支える存在であるという趣旨ですから、法的な意味での親族関係のみを意味せず、より広い範囲の人（親しい友人等）を含みますし、複数人存在することも考えられます（このガイドラインの他の箇所で使われている意味も同様です）。

\*注1 3 本人の意思決定が確認できない場合には家族等の役割がますます重要になります。特に、本人が自らの意思を伝えられない状態になった場合に備えて、特定の家族等を自らの意思を推定する者として前もって定め、これまでの人生観や価値観、どのような生き方や医療・ケアを望むかを含め、日頃から繰り返し話し合っておくことにより、本人の意思が推定しやすくなります。その場合にも、本人が何を望むかを基本とし、それがどうしてもわからない場合には、本人の最善の利益が何であるかについて、家族等と医療・ケアチームが十分に話し合い、合意を形成することが必要です。

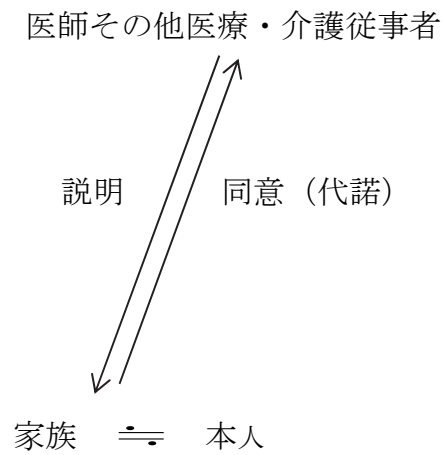
\*注1 4 家族等がない場合及び家族等が判断せず、決定を医療・ケアチームに委ねる場合には、医療・ケアチームが医療の妥当性・適切性を判断して、その本人にとって最善の医療を実施する必要があります。なお家族等に判断を委ねる場合にも、その決定内容を説明し十分に理解してもらうよう努める必要があります。

\*注1 5 本人の意思が確認できない場合についても、本人の意思の推定や医療・ケアチームによる方針の決定がどのように行われたかのプロセスを文書にまとめておき、家族等と医療・ケアチームとの間で共有しておくことが、本人にとっての最善の医療・ケアの提供のためには重要です。

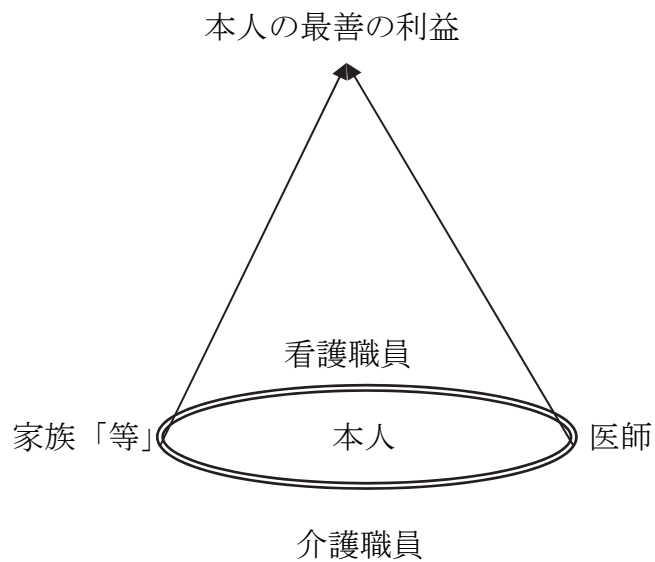
- (3) 複数の専門家からなる話し合いの場の設置（略）

【図表 2 2】医療行為と成年後見人—患者本人に同意能力がないとき

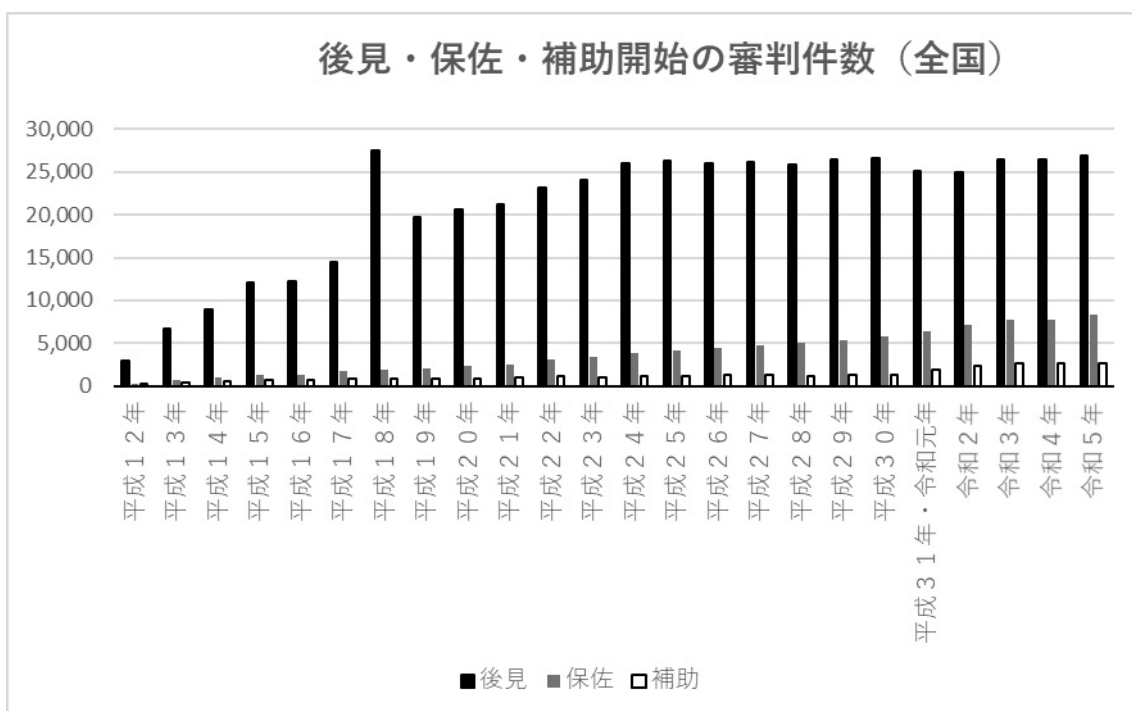
①代諾型のイメージ図



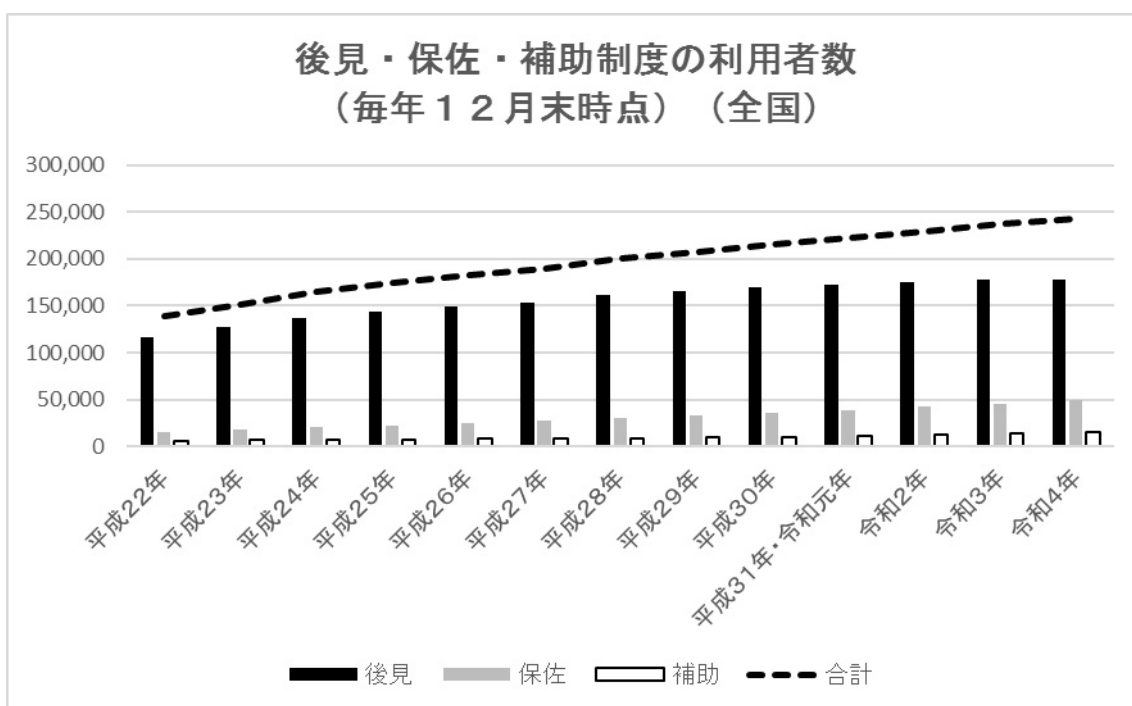
②合意型のイメージ図



【図表 2 3】 ※最高裁『成年後見関係事件の概況』の各年版により作成。

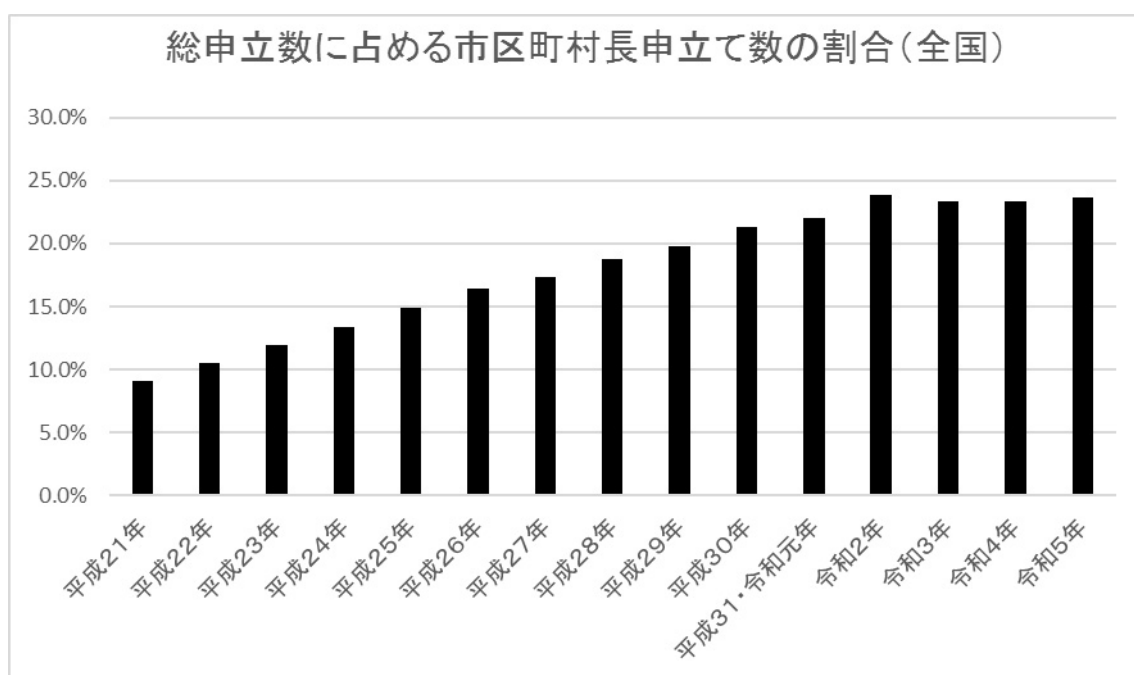


【図表 2 4】 ※最高裁『成年後見関係事件の概況』の各年版により作成。

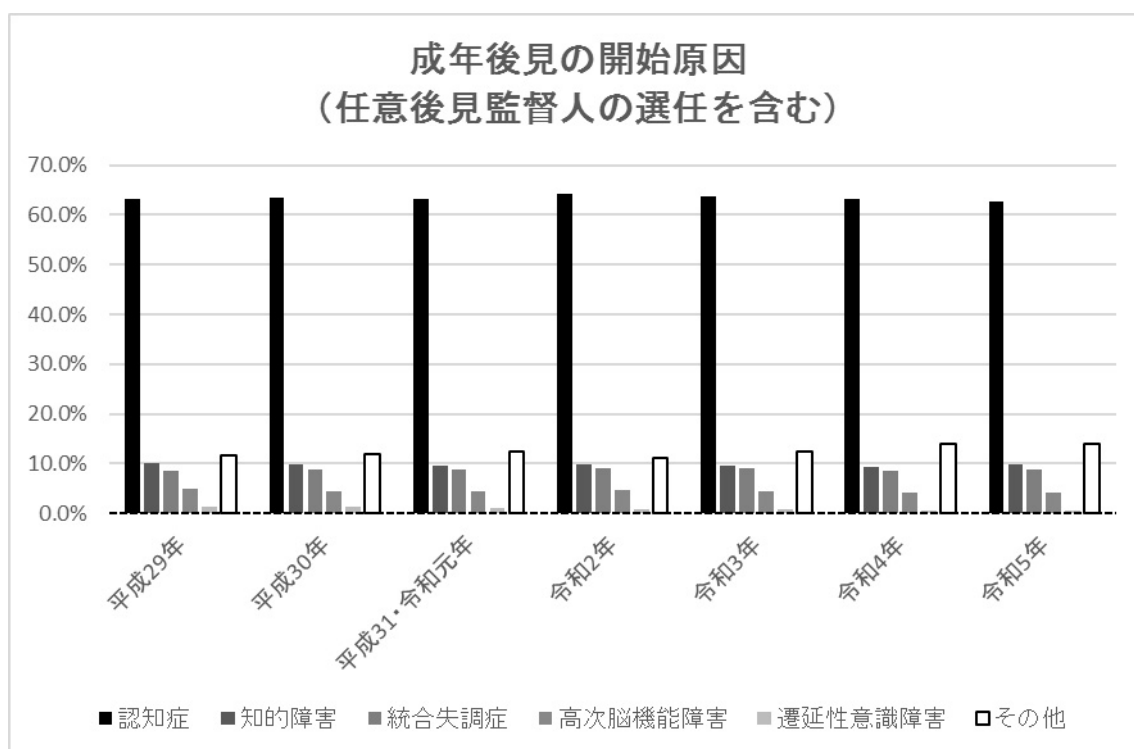




【図表 2 5】 ※最高裁『成年後見関係事件の概況』の各年版により作成。



【図表 2 6】 ※最高裁『成年後見関係事件の概況』の各年版により作成。



【図表 27】※最高裁『成年後見関係事件の概況』の各年版により作成。

成年後見人、保佐人、補助人に選任された者の割合

※「法人」には社会福祉協議会を含む。

※「その他」には、行政書士、税理士、社会保険労務士、精神保健福祉士及び市民後見人を含む。

	親族	弁護士	司法書士	社会福祉士	法人	その他
平成12年度	90.9%	4.6%			0.4%	4.1%
平成13年度	85.9%	7.7%			0.6%	5.8%
平成14年度	84.1%	7.0%	5.7%	1.3%	0.6%	1.3%
平成15年度	82.5%	6.6%	7.0%	2.2%	0.5%	1.2%
平成16年度	79.5%	7.2%	8.1%	2.8%	0.7%	1.7%
平成17年度	77.4%	7.7%	8.2%	3.3%	1.0%	2.4%
平成18年度	81.8%	5.1%	6.2%	2.8%	1.2%	2.7%
平成19年度	72.2%	7.7%	10.5%	5.3%	1.8%	2.4%
平成20年	68.5%	10.0%	11.0%	6.5%	2.0%	2.5%
平成21年	63.5%	9.1%	13.6%	8.0%	2.6%	3.0%
平成22年	58.6%	10.2%	15.5%	8.9%	3.3%	3.2%
平成23年	55.6%	11.1%	16.5%	9.2%	3.8%	3.6%
平成24年	48.5%	14.3%	19.8%	9.7%	4.0%	4.0%
平成25年	42.1%	17.6%	21.8%	9.9%	4.5%	3.7%
平成26年	35.0%	20.4%	25.5%	9.9%	5.3%	3.6%
平成27年	29.9%	22.9%	27.0%	10.6%	5.7%	3.7%
平成28年	28.1%	23.2%	27.1%	11.5%	6.3%	3.8%
平成29年	26.2%	22.3%	27.9%	12.3%	6.9%	4.0%
平成30年	23.2%	22.4%	28.9%	13.3%	7.7%	4.3%
平成31・令和元年	21.8%	21.7%	29.5%	14.3%	8.2%	4.3%
令和2年	19.7%	21.0%	30.4%	14.8%	9.5%	4.5%
令和3年	19.8%	20.7%	30.2%	14.5%	9.7%	4.9%
令和4年	19.1%	21.9%	29.7%	14.7%	9.3%	5.1%
令和5年	18.1%	21.9%	29.4%	15.0%	10.0%	5.4%

市民後見人の選任件数

年	選任数
平成23年	92
平成24年	131
平成25年	167
平成26年	213
平成27年	222
平成28年	264
平成29年	289
平成30年	320
平成31・令和元年	296
令和2年	311
令和3年	320
令和4年	271
令和5年	344
合計	3,240

【図表28】最高裁「司法統計年報」の家事編第3表の各年版により作

成年後見監督人の選任等の件数

※ 最高裁「司法統計年報」の家事編第3表の各年版により作成。

	事件	結果	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31・令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
1	成年後見監督人の選任	認容	2,749	3,577	2,446	1,869	1,462	1,456	1,373	1,383	1,487	1,446
2	保佐監督人の選任	認容	380	900	783	556	489	457	469	464	502	552
3	補助監督人の選任	認容	84	245	236	118	109	121	132	159	164	157
4	後見人等の辞任	認容	6,030	10,472	11,713	8,919	7,082	6,175	5,706	6,112	5,789	5,958
		却下	12	12	17	8	7	12	7	10	4	7
		取下	150	138	143	132	98	121	124	129	107	138
5	後見人等の解任	認容	692	465	394	187	168	119	123	113	102	80
		却下	142	142	168	184	165	195	141	154	140	127
		取下	172	188	161	134	92	105	146	85	110	58
6	後見人の財産目録の作成期間の伸長	認容	239	263	265	186	177	179	126	128	90	106
7	後見人等の権限行使についての定め及びその取消し	認容	6,501	10,047	10,052	7,116	5,526	4,243	3,932	3,958	3,814	3,612
8	居住用不動産の処分の許可	認容	6,360	6,825	7,221	7,386	7,433	8,058	7,853	8,726	8,825	9,039
9	特別代理人の選任(利益相反行為)	認容	10,178	9,030	8,803	8,823	8,813	8,615	8,548	8,928	8,434	8,181
10	郵便物等の配達の囑託	認容			247	1,217	1,326	1,274	1,396	1,497	1,576	1,857
11	後見人等に対する報酬の付与	認容	75,061	100,151	123,448	137,961	145,753	156,444	164,899	177,037	188,250	195,240
12	後見等監督処分	認容	94,205	104,665	141,152	155,216	160,389	166,725	168,327	173,175	176,319	176,239
13	後見終了に伴う管理計算の期間の伸長	認容	55	53	58	62	44	53	43	34	34	48
14	成年被後見人死亡後の事務	認容			311	1,751	2,103	2,427	2,683	3,120	3,852	3,949

◎ 「成年後見制度の在り方に関する研究会報告書」 （令和6年2月）

「成年後見人等が円滑に交代することができるなど本人の状況に応じて適切な成年後見人等による保護を受けることができる仕組みについて、現行の辞任や解任の要件を充たしていない場合であっても成年後見人等が退任する仕組みを設けるべきであるなどの意見があることを踏まえつつ、引き続き検討することとすべきである。」（同報告書74頁）

「成年後見人等の監督に関しては、見直し後の法定後見制度における必要な監督の在り方を踏まえつつ、監督の主体に必要な情報が集まるようにするための方策など監督の実効性を高める観点から引き続き検討をすることとすべきである。」（同報告書80頁）

「成年後見人等の報酬について、報酬の決定について可能な限り予測可能性の高い制度にすべきなどといった意見があること等を踏まえ、必要に応じて制度面に関して引き続き検討することとすべきである。」（同報告書83頁）

「法定後見制度に関して、申立権者の規律など、これまでに掲げた事項のほかの検討事項について、引き続き検討することとすべきである。」（同報告書85頁）